

長久手市多文化共生推進会議設置要綱

(目的)

第1条 長久手市における多文化共生社会を推進する専門機関として、長久手市多文化共生推進会議（以下、「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長久手市多文化共生推進プランの推進に関すること
- (2) 多文化共生社会を推進するために必要なこと
- (3) その他、必要と認められる事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域活動団体担当者
- (3) 公募による者
- (4) 行政関係者
- (5) その他、市長が必要と認める者

(組織)

第4条 会議は、委員5人以内で組織する。

- 2 会議には会長及び副会長を置き、委員の互選によって決める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、くらし文化部観光商工課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。